

議案第13号

岩倉市都市計画審議会条例の一部改正について

岩倉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画審議会条例（昭和46年岩倉市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関又は愛知県の職員
- (4) 市民の代表者

第5条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条第3項中「議事委員」を「臨時委員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。